



## 福祉

介護支援いきいきポイント事業  
介護支援ボランティア登録研修会

日 3月24日(火) 10時～12時、13時30分～15時30分



所 市民活動センター

対 65歳以上 ※初受講の方

定 各30人 申し込み順

持 介護保険被保険者証、印鑑

申 前日までに電話で 社会福祉協議会

☎(32)7111

☎(32)6347



## 暮らし

### 障害年金をいかに活用ですか

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。病気やけがで初めて医師の診療を受けたとき(初診日)に国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。なお、「障害厚生年金」が請求できるには、障害の程度が一定の基準以上の状態にあることや年金保険料を一定の期間納付していることなどの受給要件があります。初診日が厚生

年金加入期間中にある場合は年金事務所にご相談ください。※初診日が65歳以降での病気やけがでは障害基礎年金は受給できません

☎市保険年金課 ☎(32)6429  
☎若小牧年金事務所 ☎(56)9001

### 国民健康保険からのお知らせ

#### ①国民健康保険への届出をお忘れなく

左記のようなときは、14日以内に手続きをしてください

対 職場の健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方を除く全ての市民 ※各手続きにはマイナンバーと身分証明書の提示が必要

こんなとき	届け出に必要なもの
職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書
転入したとき	印鑑、前年の収入が分かるもの
国保加入者が転出や転居したとき	印鑑、国保の保険証
国保加入者が職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国保と職場の健康保険の両方の保険証(世帯全員分)
国保加入者が進学などで転出するとき	印鑑、国保の保険証、在学証明書(入学前は合格通知書または入学許可書)、在園証明書(施設入所者の場合)

※国保の資格は健康保険の喪失(脱退)日や転入日などから取得し、その月の分から保険税がかかります。手続きが遅れた場合、さかのぼって保険税の支払い義務が発生しますのでご注意ください

#### 急に相談を

②国保税の支払いが困難になったら、早急にご相談を  
国保税の未納が積み重なり、納税相談にも応じないなどの世帯には、やむを得ず、財産の差し押さえや、保険証の返還を求

めることがあります。国保税を支払えない事情ができたときは、早急に相談してください

☎①保険年金課 ☎(32)6418  
☎②納税課 ☎(32)6274

### 自動車税種別割の住所変更をお忘れなく

引っ越しで住所が変わったとき、自動車を買ったとき、自動車を使用しなくなったときは、運輸支局で変更・登録手続きが必要です ※道税HP (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>) から自動車税種別割の住所変更手続きができます

☎札幌道税事務所自動車税部 ☎011(746)197  
☎市納税課 ☎(32)6274

### 確定申告についてのお知らせ

#### ■申告書は自分で作成して、お早めに!

令和元年分の所得税および復興特別所得税、贈与税の確定申告書の提出期限は3月16日(月)、消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告書の提出期限は3月31日(火)です。また、作成済みの確定申告書は、郵送などにより税務署に提出してください。確定申告書は、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Tax(電子申告)をご利用ください。申告相談会場などで発行された「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、スマートフォンなどからe-

広告